

JAIST 名誉教授の会 会則

令和 5 年 5 月 10 日

(名称)

第 1 条 本会は JAIST 名誉教授の会（以下本会という）と称する。

(会員)

第 2 条 本会の会員は、北陸先端科学技術大学院大学（以下本学という）から名誉教授の称号を授与された者で、本会に入会を希望した者とする。

(目的・事業)

第 3 条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに、本学の発展に協力することを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関する事
- (2) 会員の活動の支援に関する事
- (3) 本学の発展に協力する事

(役員)

第 4 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 幹事 2 名
- (3) 会計 1 名

2 役員任期は 2 年とし、定期総会において選出する。また、再任を妨げない。

(役員職務)

第 5 条 会長は、会を代表し、会務を統率する。

2 幹事 2 名は、分担して次の職務を行う。

- (1) 会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代行する。
- (2) 庶務の処理
- (3) 本会 Web ページの管理
- (4) 会員メーリングリストの管理

3 会計は、会計事務を処理する。

(総会)

第 6 条 総会は、会長が招集し、会員全員が参加する電子グループメールによる電子会議で行うものとする。

2 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

3 定期総会は毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日の間に開催する。

4 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、または全会員の 3 分の 1 以上から請求があったときに招集する。

(総会の審議事項)

第 7 条 総会は、会長が議長となり、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画、活動報告に関する事項
- (2) 予算、決算に関する事項
- (3) 役員を選任及び解任に関する事項
- (4) 会則等の改正に関する事項
- (5) 会の解散に関する事項
- (6) その他の重要事項

(役員会)

第 8 条 本会に役員会を置く。

2 役員会は、第 4 条で定める役員をもって構成する。

3 役員会は、必要に応じ会長が招集する。

(役員会の審議事項)

第 9 条 役員会は会長が議長となり、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 総会の審議に付すべき事項
- (2) 総会において議決された事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 会計監査に向けて、監事の指名を行う。監事は役員以外の会員から指名しなければならない。

(会費・経費)

第 10 条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

2 会費は 3 千円とし、終身会費とする。

3 会費は本会が指定する方法によって、入会時に納入するものとする。

(会計年度・会計監査・会計報告)

第 11 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

2 会計年度ごとに収支計算書を作成し、第 9 条の 4 で指名された監事による会計監査を受けた後、総会で報告し承認を得るものとする。

付則

この会則は、令和 5 年 5 月 10 日から施行する。

以上、JAIST 名誉教授の会の会則を制定するにあたり、発起人全員が記名、捺印する。

令和5年5月10日

発起人 片山 卓也 印

発起人 川上 雄資 印

発起人 國藤 進 印

発起人 小坂 満隆 印

発起人 島津 明 印

発起人代表 示村悦二郎 印

発起人 民谷 栄一 印

発起人 日比野 靖 印
(50音順)